

ホーホーホタル来い

「ホタルの里親」になりませんか

市浄化センターでは、下水処理場のイメージアップと下水道の大切さ（環境保全の主役）を理解していただくため、平成四年度から下水処理水でのホタルの飼育に取り組んでいます。このホタルの飼育を、センター職員と一緒に親子で体験してみませんか。



対象・定員 親子三十組

活動内容 家族単位で一個のホタル飼育水槽を管理していただきます。自分たちでホタルの幼虫にカワニナや野菜（カワニナのエサ）を与えたりして成長を手助けします。そして、大きくなった幼虫を掘り出して放流し、六月にホタルの乱舞を観賞します。また、卵を産ませるために捕獲の手伝いもします。

スケジュール 七月中旬～下旬 ホタルの幼虫の飼育開始 十一月上旬 幼虫を掘り出し、屋外飼育水路へ放流 四月上旬 幼虫の上陸観察会 六月中旬 ホタルの観賞と捕獲

申込方法 七月十一日（金）までに、市浄化センターへ電話またはFAXで、住所・氏名・保護者名・電話番号をお知らせください。

詳しくは市浄化センター
（☎ 55 4 3 1 5・FAX 55 4 3 1 6）へどうぞ。

犬を飼われる方へ

飼い主が守らなければならないこと

●登録

未登録の犬を取得したときは、取得した日から30日以内に登録しなければなりません。なお、狂犬病予防法の改正で、平成7年4月1日以降に登録を済ませた犬は、その後再度登録する必要はありません。

生後90日までの間は、登録と狂犬病予防注射は必要ありません。

●狂犬病予防注射

毎年1回必ず狂犬病予防注射を受けなければなりません。

●放し飼いをしてはいけません。

人に危害を加えないように十分注意してください。

●他人に迷惑をかけてはいけません。

あなたのまわりは、犬の好きな人ばかりではありません。犬の鳴き声や悪臭などで近所に迷惑をかけるようにし、犬を飼っている周囲をいつも清潔に

しておきましょう。

●犬を捨ててはいけません。

犬などの保護動物を捨てると、「動物の愛護及び管理に関する法律」により、30万円以下の罰金または科料に処せられます。やむを得ない理由で飼えなくなったときは、新しい飼い主を探してください。

どうしても見つからないときは、保健所に相談してください。

●犬の便を放置してはいけません。

散歩のときは、ビニール袋などを携帯し、不衛生にならないよう十分注意してください。

詳しくは、環境課（内線252）または東濃地域保健所生活衛生課（☎ 23 1111・内線357）へどうぞ。